

	2013年 3月7日 第588号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 高田裕雄
--	------------------------	---

進行するもう一つの計画！！ これが集団的自衛権行使容認論の現段階！

3月3日、東京新聞「週のはじめに考える 集団的自衛権で何をする」という社説・コラムが出ています。以下にその文を紹介したいと思います。

安倍晋三首相はオバマ大統領との首脳会談で、歴代首相として初めて集団的自衛権の行使容認の検討を始めたと伝えました。安倍首相は第1次安倍内閣で有識者を集めて、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」をつくり、集団的自衛権行使を容認すべきか検討を求めました。安倍氏が退陣したため、報告を受けたのは福田康夫首相。行使に慎重な福田氏はお蔵入りさせました。再登板した安倍首相は同じメンバーで懇親会を再開。強いこだわりがうかがえます。

懇談会は前回と同じく、(1)公海上での米艦艇の防護(2)米国を狙った弾道ミサイルの迎撃(3)国連平和維持活動(PKO)で他国部隊を守るための「駆け込み警護」(4)戦闘地域での多国籍軍への後方支援の四類型について検討します。

・・略・・安倍首相が行使容認にこだわるのは、朝鮮半島の問題というより、中国を意識しているのこともかもしれません。尖閣諸島をめぐる、米国は安全保障条約の対象と明言しています。相応のお返しが必要と考えているのでしょうか。

・・略・・安倍首相には勇猛果敢に突き進むより、世界で孤立しないよう多国間の連携に汗をかいてほしい。心からそう願います。

全文を掲載していないためにわかりにくくなっていますが、私たちは東京新聞の結びの文章に全面的に賛成である事を明らかにしたいと思います。

ここで問題となっているのは、集団的自衛権を巡る解釈です。従来の政府は憲法9条について「自衛のための必要最低限の武力の行使は認められている」と解釈し、日本の自衛権については「個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権行使は憲法の容認する自衛権の限界を超える」との見解を示していました。ところがここに来て集団的自衛権は×なんだけれども、解釈を変えて○にするという計画が進行しているということなのです。この懇親会のメンバーには、JR東海の葛西会長も名を連ねています。

これに先立ち1月7日、自民党石破幹事長は都内で講演し、日米共同開発により長距離弾道ミサイルを迎撃できる技術が「あと数年のうちに具現化する」と指摘。その上で「落とそうと思えば落とせるのに、米国に向けて発射されたミサイルを日本が落とせなかったらどうなるか」と語り、集団的自衛権行使容認の必要性を強調したそうです。

憲法9条改正が正面突破とすれば、集団的自衛権行使の解釈変更は側面からの突破といえます。北朝鮮・中国の問題を契機としながら、集団的自衛権の行使に向けて、政府に「容認」を迫る動きが顕著になっています。こちらの動向にも、大いに注目していかなければなりません。